

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.206
NOVEMBER.2022ホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>

「高齢者虐待防止法」の見直し等に関する意見 ～厚生労働省老健局へ提出しました～	1
2022年度 都道府県社会福祉士会 会長会議を開催しました	3
2022年度 第2回全国生涯研修委員会開催報告 ～今後の生涯研修制度について～	4
ウクライナ難民支援活動報告 ～義援金へのご協力ありがとうございました～	5
日本社会福祉士会フォトコンテストの結果発表	5
権利擁護センターはあとなあ受任状況	6
2022年度補助金事業	8
連載② 認定社会福祉士をとうろく！ ～スーパービジョンを受けよう～	8
役員改選情報 次期理事立候補者再受付について	10
意見・要望書を提出しました	11
《New Release》 「学校・家庭・地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメント ガイドブック」を発刊します	12
BOOK	12
情報コーナー	13
四谷事務局より	14

「高齢者虐待防止法」の見直し等に関する意見 ～厚生労働省老健局へ提出しました～

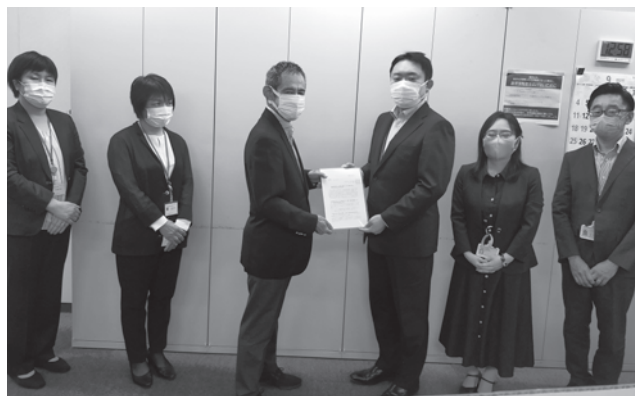
去る9月30日（金）、本会西島会長、安藤副会長、公文理事は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）の見直し等に関して厚生労働省老健局 須藤明彦高齢者支援課長へ意見書を手渡すとともに、意見交換を行いました。意見書は、都道府県社会福祉士会（以下「県士会」）の意見を本会権利擁護推進あり方検討委員会にて集約・検討し、理事会にて協議を重ね、作成したものです。意見書は、本会ホームページの声明文等／意見・要望書のページをご参照ください。

「高齢者虐待防止法」の見直しの経緯

高齢者虐待防止法は、附則で法施行後3年を目途として施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるとしています。本会では、法施行後4年間の現場での実態と実践を踏まえ、2010年に「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の改正及び運用改善に関する意見」を衆参両院議長等に提出していますが、未だ法改正には至っていません。

今回の意見書の提出は、令和3年厚生労働省令第9号にて「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が施行されたこと、また令和4年度厚生労働省老健局

委託事業として、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（国マニュアル）の改訂が進められていること等を踏まえて行いました。



左から、公文理事、安藤副会長、西島会長、
須藤高齢者支援課長、乙幡高齢者虐待防止対策専門官、
日野課長補佐

提言1 「養介護施設従事者等」の拡大

高齢者虐待防止法が施行された当時にはなかった新たな居住形態であるサービス付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホームにおいて、虐待事案が年々増加しています。

本会では、平成30年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業」において、有料老人ホーム等における高齢者虐待事案についての実態把握と分析を行っています。

また、令和元年度厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」では、サービス付き高齢者住宅等における高齢者虐待について、都道府県ならびに市町村の体制整備に関する取り組みの必要性を指摘しています。

一方、虐待対応に関わる県士会からは「有料老人ホームでの虐待事案が増加している。根拠法令が老人福祉法等であり、市町村が虐待認定、改善指導上非常に苦労している。特に施設に対しては、権限を有する都道府県が市町村と役割分担して対応にあたることになるが、他県の介護保健事業所にサービスが委託されている事案も多く、他県や他市町村との連携も難しい面がある。高齢者虐待防止法に基づき当該市町村において一定指導・改善指導が行えるような制度改正は急務である」との意見があります。

「養介護施設従事者等」として適用範囲の拡大は、それらの施設で起こる虐待の早期発見、再発防止につながると考えます。

提言2 市町村の対応力強化の必要性

小規模市町村の高齢者虐待対応にあたっては、担当者の経験や高齢者虐待対応ネットワークの成熟度が対応に大きく影響します。これらの市町村には都道府県からの支援が不可欠です。

この点に関して県士会からは「市町村の虐待対応力が蓄積されておらず、都道府県の主導による虐待対応体制整備を含めた法整備が必要」「虐待の疑いとして市町村に通報された際に、都道府県が早い段

階から市町村とともに関与していくことができるような法的な整理とフロー図等の改正、ならびに対応の均てん化が必要」「現状として、虐待の認定に対して消極的な市町村がある。都道府県の権限や責務が明確化されることにより、適切な指導、介入が見込める」などの指摘があります。

高齢者虐待の早期発見や円滑な対応、迅速・的確な措置（権限行使）が困難な市町村に対する都道府県の役割を、より明確にする必要があります。

これに関連して、都道府県に高齢者虐待対応に特化したセンターを設置し、そこに専門的な知識や技術を有する社会福祉士等の専門職の活用が必要であると考えます。

提言3 「養護者」の範囲と「セルフ・ネグレクト」

「養護者」の範囲と「セルフ・ネグレクト」への対応については、2010年に提出した意見でも指摘している課題です。

県士会からは「これら諸点を法律にも明記し、虐待対応にスムーズな行政介入ができるように」「セルフ・ネグレクト対応に関して、権利擁護の必要性について高齢者虐待防止法への記載が求められる」と意見があります。

また、最近多くの都道府県で制定されてきているケアラー支援条例などの範囲と高齢者虐待防止法の養護者の範囲では隔たりがあります。現状では、養護者の範囲を狭く解釈している市町村があり、高齢者虐待防止法の適用を妨げる事例が存在します。家族形態が多様化している現状に合わせて養護者範囲を見直すことは、高齢者虐待の認定を容易にし、速やかな対応につながります。

さらに、社会的に孤立する単身高齢者が増加しており、今後もセルフ・ネグレクトが増えていくとの推計もあります。改めて高齢者虐待防止法に加えることで、市町村の対応がより迅速に、適切なものとなり、対応から漏れる者が減ると考えます。

※「意見・要望書」は右のQRコードからご覧ください



2022年度 都道府県社会福祉士会 会長会議を開催しました

9月3日(土)に、都道府県社会福祉士会(以下「県士会」)から48人の出席のもと「2022年度都道府県社会福祉士会会長会議」を開催しました。この会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度に引き続き、オンライン会議室を活用しての開催となりました。会議の概要を報告します。

入会促進・退会抑制の検討

各県士会の入会促進キャンペーンの実施状況や退会理由などの説明と、本年度からスタートした正会員に対する活動助成制度の採択事業のうち、群馬県士会と長野県士会から事業内容の説明がなされました。

群馬県士会からは、中長期計画アウトラインに基づき、「仲間1000人計画」として有資格者の加入率25%を目指すこと、研修やイベントに全会員が年1回以上参加すること、会員の2人に1人以上が委員会や地区協議会の活動に参加することの3点を目標として「TEAMオンライン」という委員会をはじめ、委員会体制の再編を進め、会活動の活性化と組織率の向上に取り組んでいることが報告されました。

長野県士会からは、入会促進に向けた情報発信プロジェクトとして、20代の会員の率直な意見を聴く場を設け、そこで受けた提案をもとに若い会員とともに県士会の強みや魅力を明確にし、一貫性のある価値観で整理する「ブランディング」を実施し、ブランディングで構築したコンセプトに基づきホームページのリニューアルを行う計画について報告されました。

これらも参考に、入会促進・退会抑制について活発な議論が行われました。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画と社会福祉士会の役割と管理システムの説明

現在、成年後見制度利用促進法に基づき進められている第二期基本計画の進捗状況や「成年後見制度の在り方に関する研究会」(主催:(公社)商事法務研究会)における制度見直しに向けた検討状況とアンケートへの協力依頼、ばあとなあ活動報告のシステム開発の進捗状況などの説明をしました。

システムの説明会の開催時期やシステムの利用料について質問がなされ、県士会への説明会は11月に

複数回実施し、利用料の具体的な額は説明会の際に示される予定であることが回答されました。

社会福祉士の介護報酬における加算化に向けた取り組み

厚生労働省老健局の老人保健事業推進費等補助金に「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」を申請していること、(公社)全国老人保健施設協会の協力を得ながら、老人保健施設の支援相談員を対象とした質的調査、量的調査を実施し、介護報酬の加算化のエビデンス蓄積を行うことについて説明をしました。

会場からは、調査の項目についての意見が出されました。

地域ブロック別の会運営の現状と課題

埼玉県士会からの発案に基づき、各県士会内の地域別(ブロック別)の会運営の現状と課題について、4県士会からの取組報告の後に意見交換を行いました。

本会からの報告

西島会長から、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修に関する検討会の動向について報告するとともに、各委員会担当理事からの報告や行政の動きなどについて報告しました。

全国大会のお礼と参加の呼びかけ

東京士会の新堀会長から2022年7月に開催した全国大会についてのお礼と報告がなされました。引き続き、大分県士会(2023年度大会)の白田会長および栃木県士会(2024年度大会)の松永会長から、全国大会の準備状況の報告と大会参加への呼びかけがなされました。

また、2025年度の開催地が募集中であることを説明しました。

2022年度 第2回全国生涯研修委員会議開催報告

～今後の生涯研修制度について～

9月24日(土)、25日(日)にZoomミーティングにて2022年度第2回全国生涯研修委員会議を開催し、都道府県社会福祉士会(以下「県士会」)の生涯研修委員を中心に87人が参加しました。

生涯研修委員会議とは

本会議は、本会と県士会との協力および連携を目的とし、生涯研修センター事業に係る連絡、県士会の意見集約および課題の協議を行います。

今回の会議では、本会からの報告事項のほか、3つのテーマについて協議を行いました。

テーマ1：生涯研修制度の見直しについて

生涯研修制度と認定社会福祉士制度という研鑽の制度がありますが、両者の位置づけがわかりにくいということから、両者の関係をつなぐ提案と、制度をどのように伝え、活用に結びつけるかについての提案を討議しました。

グループ討議では、新入会員が生涯研修制度を分かりやすく理解できるように、フローチャートを作成して説明するのはどうか、次の目標が分かるような仕組みづくりができればよいのではないか、自身の仕事とつなげてもらえるような働きかけができないかなどの意見があがりました。

また、生涯研修制度を分かりやすく説明する工夫と共に、説明を多くの方に見ていただけるよう生涯研修制度に関する説明動画をYouTubeなどの動画投稿サイトに公開することや、社会福祉士の養成校への広報なども検討が必要であるとの意見があがりました。

テーマ2：なぜ自己研鑽を積むのか

社会福祉士は、専門職として日々研鑽を積み、自身の力量を高めていくことは当然です。一方で、専門課程の修了申請をしない理由として「メリットがないため」という意見もあります。そこで、社会福祉士会として研修制度を設計している意味、どのような研修であれば受講したいと思われるかなどについて検討しました。

グループ討議では、子育てや介護、業務の都合により研修の受講が難しい会員もいるので、今後もオンライン研修を継続すると共に、土日以外の研修開催を検討すること、公開講座を企画し、まずは研修を知っていただくのはどうか、職場の研修として社

【会議プログラム】

9月24日	開会あいさつ 報告：事前調査の結果について 報告：基礎研修関係について 討議：生涯研修制度の見直しについて
9月25日	討議：なぜ自己研鑽を積むのか 討議：基礎研修修了後の研鑽について 総括・閉会挨拶

会福祉士会の研修を使ってもらえるように働きかけをすればいいのではないかなどの意見があがりました。

テーマ3：基礎研修修了後の研鑽について

基礎研修はⅠからⅢまでそれぞれ1年間を通して研修を受講しますが、基礎研修修了後は、各自がどのように研鑽を積み重ねていくかの計画を立てることが必要です。

県士会のばあとなあに名簿登録する、認定社会福祉士を目指すほか、自身の関心がある分野への理解を深めていくというプランも考えられます。

グループ討議では、「人に憧れて」「動けば輪が広がる」というフレーズとともに、ロールモデルが欲しいという意見や、社会福祉士会の活動を土台に、社会福祉士として活躍できる人材として羽ばたいてほしいという意見がありました。

生涯研修制度を知っていただくこと、研鑽を積みやすいように研修の実施方法や実施日などを工夫すること、基礎研修を修了した後、どのように学びを続けていくか計画立案の支援をすることなど、様々な取組課題が確認された会議となりました。

会議での意見を基に、今まで以上に生涯研修制度を自己研鑽のツールとして活用いただけるよう引き続き検討していきます。

ウクライナ難民支援活動報告

～義援金へのご協力ありがとうございました～

私たち日本ソーシャルワーカー連盟¹（以下「JFSW」）は、IFSWヨーロッパ²が、ウクライナ国境にて難民に対するソーシャルワーク支援活動を開始したことを受け、ウクライナ国境等におけるソーシャルワーカーによる難民支援のための活動費として義援金を募りました。今回は、義援金と現地の活動状況について報告します。

■250万円を超える義援金をIFSWヨーロッパに送金

2022年3月10日から9月30日まで義援金募集を行い、総額2,532,318円をお寄せいただきました。たくさんのご支援を賜り、心より御礼申し上げます。（義援金募集は9月30日で終了しました。）

集まった義援金は、3月、5月、10月の3回に分けてIFSWヨーロッパに送金を行いましたので報告します。

■IFSWヨーロッパのソーシャルワーク支援の状況

IFSWヨーロッパは、現在、ウクライナ国内で多くの国内避難民が集まるカミアネツ・ポティルスキー県の自治体と連携し、コミュニティセンターの運営を担い、難民支援のための様々なプログラムを実施しています。

同時に、ソーシャルワーカーの組織化と訓練の場として「ソーシャルワーク・ハブ」を設立し、ソーシャルワーク専門職の研修などを行っています。

最新の取り組み状況は、IFSWのホームページよりご覧ください。

IFSWウェブサイト

<https://www.ifsw.org/>

update-ukraine-and-the-social-work-response/



■IFSW会長からの感謝のメッセージ

IFSWのヨアヒム・ムンバ会長は、ソーシャルワーカー団体の国際的なネットワークを活かしたウクライナ支援の取り組みに、以下のようなメッセージを寄せています。

国境や亡命先で、そして今ウクライナで始まる人びとの生活に大きな変化をもたらしてくれたIFSWヨーロッパ地域の人びとに感謝し、謝意を表します。同様に重要なのは、資金を集め、世界的な連帯感を示してくれた世界の他の地域のIFSW会員たちです。当連盟は、大きな困難の中にある人びとの力と希望を認識し、この地域やその他の紛争地帯においてパートナーシップを発展させ続けるつもりです。当連盟は、コミュニティや国を支援し、希望を育み、すべての人のための平和と安全を促進する新しいシステムを再構築するための世界的な専門知識を提供します。

1. 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）は、（公社）日本社会福祉士会、（公社）日本精神保健福祉士協会、（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会、NPO法人日本ソーシャルワーカー協会が構成され、IFSWに加盟しています。
2. IFSWヨーロッパは、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の地域組織です。

日本社会福祉士会 フォトコンテストの結果発表

「社会福祉士の魅力を見つけた!」「社会福祉士の活動がもっと好きになる!」をテーマにして行ったフォトコンテストに、多くのご応募をいただきありがとうございました。

厳選なる選考を行った結果、優秀賞に、比田井 友香さん（長野県社会福祉士会）の作品（左）が選ばれました。

詳細は、本会ホームページをご覧ください。（12月末まで掲載）



権利擁護センターぱあとなあ受任状況

権利擁護センターぱあとなあでは、2022年2月度の報告書に基づく受任状況を以下のとおりまとめました。

なお、2022年4月時点での名簿登録者数は8,493人となっています。

A 都道府県社会福祉士会所属の個人による受任等の状況

●A-I 類型別受任状況年次推移

法定後見・監督人の受任および任意後見の契約件数の合計は、30,518件で、前回の2021年2月に比べて1,831件の増加となっており、増加傾向が続いています。

法定後見は、30,048件で受任等の全件数の98.5%を占めています。類型別では、後見が20,578件(67.4%)、保佐が7,499件(24.6%)、補助が1,913件(6.3%)となっています。任意後見は、363件で受任等の全件数の1.2%となっています。任意後見契約と任意代理契約を締結しているものは226件で、任意後見全体の約62.3%となっています。監督人は107件で、受任等の全件数の0.4%となっています。

●A-II 累計件数(2000年4月から2022年1月31日まで)

成年後見制度がスタートした2000年4月以降のぱあとなあ活動状況報告提出時における受任件数の累計は47,689件でした。

なお、表記の件数は、日本社会福祉士会へのぱあとなあ活動状況報告提出時における受任件数を積算したものです。

●A-III 個人別受任件数

現在活動中の受任者は合計で6,298人です。1件の受任が1,887人(30.0%)、2件の受任が1,193人(18.9%)であり、合わせて48.9%と約半数を占めています。一方で、5件～9件の受任が1,030人(16.4%)、10件～19件の受任が561人(9.4%)、20件以上の受任が236人(3.7%)であり、合わせて29.5%と約3割を占めています。

●A-IV-1-① 本人の年齢

本人の年齢は、10代が0.2%、20代～30代が6.8%、40代～50代が22.9%、60代～70代が36.2%、80代以上が33.9%となっています。本人の年齢が60代以

上の割合は全体の約7割を占めています。

●A-IV-1-② 意思能力が不十分な原因

意思能力が不十分な理由は、認知症によるものが40.5%、知的障害によるものが28.9%、精神障害によるものが19.5%となっています。

●A-IV-1-③ 現在の居所

現在の居所は、在宅が35.0%、病院が19.3%、施設が44.0%となっています。

●A-IV-2 申立人と本人との関係

申立人と本人の関係では、親族申立てが10,135件で全体の33.7%を占めています。市町村長申立ては11,777件で全体の39.2%を占めています。

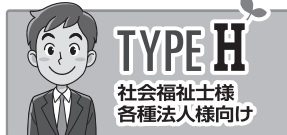
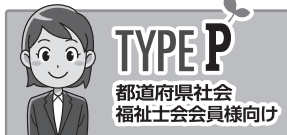
B 都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況

2022年2月度報告にて法人後見を実施している都道府県社会福祉士会は、14法人でした。法人後見の受任件数は、後見人が549件、監督人が32件となっています。



成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応
- 後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! 通常価格の約半額でお試しください!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム TypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム TypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2023年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。

法律とコンピューター

 株式会社リーガル

本 社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

<https://www.legal.co.jp/>

ばあとなあ受任状況（2022年2月報告書）

下表は、都道府県社会福祉士会から提供された2022年2月提出のばあとなあ活動報告書に基づき、本会が集計した2022年1月末現在における成年後見人などの受任状況です。

A 都道府県社会福祉士会所属の個人による受任等の状況

I 類型別受任状況年次推移

	類型	2022年2月				2021年 2月	2020年 2月
		件数	割合	対前年(件)	対前回増(率)		
法定後見	後見	20,578件	67.4%	913件	4.6%	19,665件	18,357件
	保佐	7,499件	24.6%	661件	9.7%	6,838件	6,013件
	補助	1,913件	6.3%	227件	13.5%	1,686件	1,455件
	未記入等 (小計)	58件	0.2%	47件	427.3%	11件	16件
		30,048件	98.5%	1,848件	6.6%	28,200件	25,841件
任意後見	任意後見契約のみ任意 (後見人の活動無し)	103件	0.3%	4件	4.0%	99件	97件
	任意後見契約の他、任意代 理契約もあり(活動状況不問)	226件	0.7%	2件	0.9%	224件	226件
	任意後見人として活動している	31件	0.1%	0件	0.0%	31件	33件
	未記入等 (小計)	3件	0.0%	-4件	-57.1%	7件	5件
		363件	1.2%	2件	0.6%	361件	361件
監督人	法定後見	97件	0.3%	-16件	-14.2%	113件	125件
	任意後見	9件	0.0%	-4件	-30.8%	13件	16件
	未記入等	1件	0.0%	1件	-	0件	2件
	(小計)	107件	0.4%	-19件	-15.1%	126件	143件
	合計	30,518件	100%	1,831件	6.4%	28,687件	26,345件

II 累計件数（2000年4月から2022年1月31日まで）

項目	これまでの受任件数
法定後見	46,322件
後見監督人	379件
任意後見契約	988件
合計	47,689件

III 個人別受任件数

20件以上	236人	3.7%
10件～19件	591人	9.4%
5件～9件	1,030人	16.4%
4件	552人	8.8%
3件	809人	12.8%
2件	1,193人	18.9%
1件	1,887人	30.0%
合計	6,298人	100%

IV 法定後見受任状況

1. 本人の状況

①本人の年齢

区分	10代	20代～30代	40代～50代	60代～70代	80代以上	未記入等	合計
(2022.2月)	58件 0.2%	2,045件 6.8%	6,866件 22.9%	10,869件 36.2%	10,183件 33.9%	27件 0.1%	30,048件 100%
対前回比 (2021.2月)	153% 38件 0.1%	105% 1,954件 6.9%	107% 6,433件 22.8%	106% 10,207件 36.2%	107% 9,551件 33.9%	159% 17件 0.1%	107% 28,200件 100%
(2020.2月)	15件 0.1%	1,856件 7.2%	5,924件 22.9%	9,312件 36.0%	8,715件 33.7%	19件 0.1%	25,841件 100%

②意思能力が不十分な原因

区分	認知症	知的障害	精神障害	重複	その他未記入等	合計
(2022.2月)	12,164件 40.5%	8,687件 28.9%	5,848件 19.5%	2,095件 7.0%	1,254件 4.2%	30,048件 100%
対前回比 (2021.2月)	106% 11,422件 40.5%	107% 8,106件 28.7%	108% 5,418件 19.2%	101% 2,070件 7.3%	106% 1,184件 4.2%	107% 28,200件 100%
(2020.2月)	10,611件 41.1%	7,605件 29.4%	4,875件 18.9%	1,780件 6.9%	970件 3.8%	25,841件 100%

③現在の居所

区分	在宅	病院	施設	その他未記入等	合計
(2022.2月)	10,529件 35.0%	5,791件 19.3%	13,216件 44.0%	512件 1.7%	30,048件 100%
対前回比 (2021.2月)	111% 9,469件 33.6%	105% 5,513件 19.5%	105% 12,531件 44.4%	75% 687件 2.4%	107% 28,200件 100%
(2020.2月)	8,622件 33.4%	4,979件 19.3%	11,589件 44.8%	651件 2.5%	25,841件 100%

2. 申立人と本人の関係

区分	本人	親族	市町村長	家裁の職権	法定代理人	任意後見人	その他未記入等	合計
(2022.2月)	5,904件 19.6%	10,135件 33.7%	11,777件 39.2%	692件 2.3%	1,288件 4.3%	7件 0.0%	245件 0.8%	30,048件 100%
対前回比 (2021.2月)	110% 5,353件 19.0%	104% 9,743件 34.5%	107% 10,971件 38.9%	99% 700件 2.5%	106% 1,211件 4.3%	88% 8件 0.0%	114% 214件 0.8%	107% 28,200件 100%
(2020.2月)	4,758件 18.4%	9,258件 35.8%	9,885件 38.3%	666件 2.6%	1,060件 4.1%	8件 0.0%	206件 0.8%	25,841件 100%

B 都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況

都道府県	受任状況					
	後見人		監督人		計	
	2022.2	2021.2	2022.2	2021.2	2022.2	2021.2
青森	17件	11件	0件	0件	17件	11件
山形	7件	8件	0件	0件	7件	8件
埼玉	4件	4件	0件	0件	4件	4件
千葉	1件	1件	0件	0件	1件	1件
東京	0件	0件	0件	1件	0件	1件
神奈川	9件	9件	0件	0件	9件	9件
静岡	0件	0件	31件	15件	31件	15件
大阪	0件	0件	1件	1件	1件	1件
広島	13件	13件	0件	0件	13件	13件
高知	2件	3件	0件	0件	2件	3件
福岡	40件	30件	0件	0件	40件	30件
佐賀	450件	469件	0件	0件	450件	469件
熊本	4件	5件	0件	0件	4件	5件
鹿児島	2件	1件	0件	0件	2件	1件
合計	549件	554件	32件	17件	581件	571件

- 「I 類型別受任状況年次推移」「II 累計件数」「IV 法定後見受任状況」は、名簿登録者から都道府県社会福祉士会に提供された「個別報告」データに基づいて集計をしています。
- 「III 個人別受任件数」は、名簿登録者から都道府県社会福祉士会に提供された「累計件数」データに基づいて集計をしています。
- 四捨五入の関係で割合の合計が100にならないことがあります。

2022年度補助金事業

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究

厚生労働省の令和4年度老人保健健康増進等事業（追加公募）テーマ番号13「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」について、本会の研究申請が採択されました。

本調査研究では、包括的な支援体制の整備にかかる専門職人材の有効な活用を行うための基礎調査として、介護保険施設における社会福祉士の活用状況に関する実態把握（質的・量的調査）を行います。

本調査を通じ、「1. 包括的な支援体制の構築に向け、介護保険施設における支援相談員等として働

く社会福祉士が活用されることで有効に機能した先駆的事例をまとめ、全国展開と見える化の推進を図ること」「2. 介護老人保健施設における支援相談員等として働く社会福祉士活用の有効性についての検証結果を明らかにし、地域包括ケアの深化・推進を図ること」「3. 介護保険施設における支援相談員等として働く社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮することによる権利擁護支援ネットワーク及び包括的な支援体制の構築を推進すること」を明らかにします。

連載②

認定社会福祉士をとろう！

～スーパービジョンを受けよう～

認定社会福祉士は、社会福祉士国家資格を取得した後に、実践現場において複数の課題のあるケースへの対応や緊急対応、また他職種連携や職場内のコーディネーターができる職場内のリーダーとして、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「認定機構」）に認定され、認定社会福祉士登録機関に登録した方です。2022年10月現在、958人の認定社会福祉士が登録しています。

現場で活躍されている社会福祉士の皆さま、認定社会福祉士をめざしましょう。

本号では、認定社会福祉士取得のために必要となる「スーパービジョン」を受けることについて説明します。

◆スーパービジョンとは

スーパービジョンは、いわゆる事例検討ではなく、事例に取り組むスーパーバイザー（スーパービジョンを受ける人）の価値・知識・技術に焦点をあて、スーパーバイザーの実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するためにソーシャルワークの視点から実施するものです。

認定社会福祉士となるためのスーパービジョンの目的は、「社会福祉士としてのアイデンティティを確立する」「専門職として職責と機能が遂行できるようにする」「個別支援・組織・地域のすべてのレベルにおける実践力を開発する」こととされています。

◆スーパービジョンの種類と単位となる基準

認定社会福祉士制度のスーパービジョンは、個人スーパービジョンとグループスーパービジョンがあります。いずれも契約期間の満了をもって2単位となります。

職場などでもさまざまな形でスーパービジョンは実施されていますが、認定社会福祉士制度上の単位とするためには次のような要件が定められています。

- ・認定機構に登録されているスーパーバイザーとの契約であること
- ・（個人スーパービジョン）契約締結後、1年間に6回以上、1回60分以上のスーパービジョンを実施すること

- ・(グループスーパービジョン) 契約締結後、1年間に8回以上、1回90分以上のスーパービジョンを実施すること

◆スーパーバイザーを探す

認定社会福祉士制度上の単位となるスーパービジョンの実施には、「認定機構に登録されているスーパーバイザーとの契約」が必要ですが、どのようにスーパーバイザーを探せばよいかについて説明します。

スーパーバイザーを探す方法は2つあります。

- ①所属の都道府県社会福祉士会（以下「県士会」）に相談をする。

県士会では、スーパービジョンを希望する会員に対し、スーパーバイザーとのマッチングなどコーディネートしているところがあります。

コーディネートを実施しているか、希望者の募集時期はいつか、は県士会によって異なりますので、まずは「スーパービジョンを受けたい!」ということをご所属の県士会までご相談ください。

- ②認定機構のスーパーバイザーリストから選択し、直接連絡をする。

認定機構に登録しているスーパーバイザーは、認定機構がホームページで公開しています。スーパーバイザーリストには、スーパーバイザーの連絡先が記載されていますので、直接連絡をしてスーパービジョンを申込みことが可能です。

連絡先が県士会になっている場合は、県士会が相談窓口となっています。

◆スーパービジョン実施の基本的な流れ

- ①事前面談

スーパービジョンを受けたいテーマをスーパーバイザーと相談し決定します。

- ②契約

スーパーバイザーとスーパーバイザーとで契約を交わします。スーパービジョンを受けるにあたって気になることは、契約前に十分に確認をしておきましょう。

- ③スーパービジョンの実施

各回のスーパービジョンでは、あらかじめ決定したテーマや課題についてスーパービジョンを行い、終了後に振り返りを行います。次回につながるよう、しっかりと振り返りと確認を行いましょう。

- ④総括

1年間のスーパービジョンが終わったら、1年間の全体を通して振り返り、成果と今後の課題等について確認をします。

◆まとめ

スーパービジョンは、一度行えばよいというものではなく、継続的に行われることが必要です。そのことによって、常に自分自身の実践を振り返ることができ、専門職としての価値・知識・技術を向上させることにつながります。

認定社会福祉士制度は、社会福祉士の能力の開発と実践力の認定を通してキャリアアップを支援していく仕組みです。継続的にスーパービジョンを受けて認定社会福祉士を目指しましょう。

次号の「認定社会福祉士をとろう!」では、「基礎研修」について説明します。

前号ニュースNo.205の本連載「認定社会福祉士をとろう!」で掲載しました「図2 日本社会福祉士会生涯研修ルート」内において、以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤	分野専門研修 4単位以上取得	スーパービジョン実績 2単位以上取得
正	分野専門研修 2単位以上取得	スーパービジョン実績 4単位以上取得

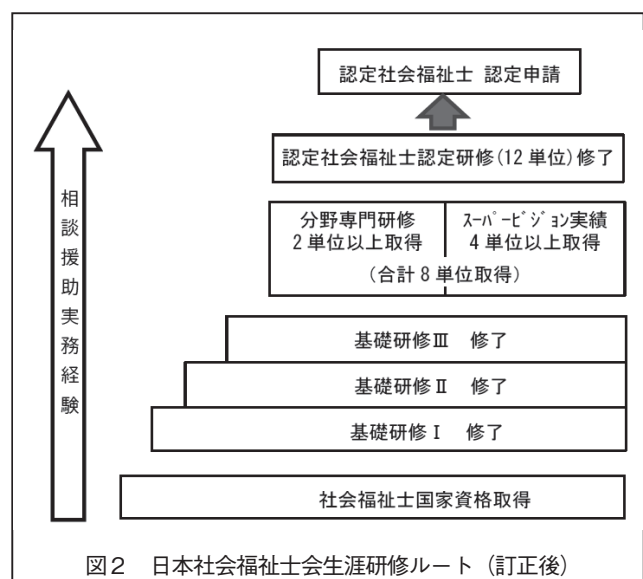


図2 日本社会福祉士会生涯研修ルート（訂正後）

役員改選情報 次期理事立候補者再受付について

10月26日に行った第2回選挙管理委員会において、2023年度通常総会から2025年度通常総会（1期2年）までを任期とする理事立候補者の書類審査を行った結果、理事候補者の定数7人以上13人以内に対し、12人の方の立候補がありました。

公益社団法人日本社会福祉士会 理事立候補者名簿

(敬称略：届け出順)

	所属する 都道府県 社会福祉士会	理事立候補者氏名
1	岡 山	中田 雅章
2	埼 玉	栗原 直樹
3	福 岡	伊東 良輔
4	大 阪	西島 善久
5	富 山	岡本 達也
6	兵 庫	中山 貴之
7	香 川	徳永 実
8	青 森	中村 直樹
9	静 岡	安藤 千晶
10	神奈川	山下 康
11	東 京	星野 美子
12	北海道	神内秀之介

●理事立候補者の再受付の公示

理事立候補者が7人以上で13人に満たない場合は、立候補者の再受付を行うことができますので、今後、以下のスケジュールにより立候補者の再受付をします。理事立候補者の再受付は「公益社団法人日本社会福祉士会役員候補者選出規程」に基づいて行われます。

- 理事立候補者が7人以上で13人に満たないため立候補者の再受付を行います。(第5条第2項)
- 立候補の再受付によって13人を超えた場合は、最初に立候補した者は理事候補者として確定し、再受付した者のみで選挙を行います。(第6条第1項)
- 再受付期間：2022年12月1日（木）～12月21日（水）（当日消印有効）
- 手続きは当初の立候補届の受付に準じます。(詳細は、ニュース9月号P22、本会ホームページでご確認ください。)
- 再受付は1回のみとなります。(第5条第3項)

●再受付スケジュール

2022年11月17日（木）	再受付の公示日（本紙および本会ホームページ）
2022年12月1日（木） ～12月21日（水）	再受付期間
2022年12月下旬	第3回選挙管理委員会 再受付立候補者の書類審査、立候補者名簿確定 理事メーリングリストで立候補者名簿の報告
2023年1月7日（土）	都道府県士会メーリングリストで立候補者名簿の公開
2023年1月中旬	再受付理事立候補者の郵便投票開始
2023年2月中旬	第4回選挙管理委員 郵便投票開票・理事候補者の決定 理事メーリングリストで選挙結果、理事候補者名簿の報告
2023年3月10日（金）	都道府県士会メーリングリストおよびニュース3月号 で理事候補者の公開

お詫び

ニュース9月号P.22の選挙管理委員会の委員の氏名表記に誤りがありました。
お詫び申し上げます。正しくは「澁谷昌広」様、「小湊純一」様です。

意見・要望書を提出しました

2022年8月以降に、本会では以下の意見・要望書を発出しています。詳細は、本会ホームページをご参照ください。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見に関連した記事は本ニュースのP.1頁をご参照ください。

○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
8月26日	若者を対象にした「サケビバ！日本産酒類の発展・振興を考えるビジネスコンテスト」の中止を求める 緊急要望書	国税庁長官、厚生労働大臣 (ASK、全日本断酒連盟、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会他との連名)
8月28日	新たな「自殺総合対策大綱」の素案に関するパブリックコメント	厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
9月30日	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見	厚生労働省 老健局長

《New Release》

『学校—家庭—地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック』を
発刊します

本会では、2020年10月に「社会福祉士の倫理綱領、行動規範」「子どもの権利条約」「平成28年改正児童福祉法」を共通基盤として、スクールソーシャルワーカーが身につけ、教育と福祉を包摂した視点で活動できることを目的に『スクールソーシャルワーク実践ガイドライン』を作成し、本会のホームページ等で公開しました。

その上で、広く子ども家庭福祉に関わる方がたに帳票(アセスメントシート)を活用し、自らの実践の振り返りと向上に寄与できるよう、中央法規出版から『学校—家庭—地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック』(2022年12月予定)を発刊します。

2023年2月に開催する「2022年度スクールソーシャルワーク全国実践」では、本書をテキストとして使用するとともに、本書で紹介している帳票の活用や実践のあり方について、参加者の皆さまとともに深めていく場を提供します。

本書の発刊に関する最新の情報は、本会のホームページ等でご案内しますので、皆さまの日々の実践や研鑽にご活用いただければ幸いです。

※2022年10月末現在、価格未定。

社会福祉士会の会員向けに特別価格にて提供予定。



新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■変容するアジアの家族 —シンガポール、台湾、ネパール、スリランカの現場から—

編著：田村 慶子(東京社会福祉士会)

発行元：明石書店

発行年月：2022年3月

A5判／176頁

価格：2,800円(税別)

今日のアジア諸国は、グローバル化が進展する中、少子高齢化が急速に進み、家族のケアは女性がするものというジェンダー規範が維持されながらも、家族形態や家族の機能などが変容しています。家族の変容が政治的あるいは経済的にどのように社会に反映しているのか、日本と比較しながらぜひ読んでいただきたい一冊です。



■権利としての介護保障をめざして—介護保険20年の問題点とこれから—

著者：黒岡 有子(石川県社会福祉士会)

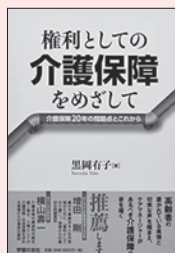
発行元：学習の友社

発行年月：2022年6月

A5判／190頁

価格：1,800円(税別)

本書は、ソーシャルワーカーである筆者がケアマネ業務の中で感じた介護保険制度の構造的な矛盾や現場の葛藤を問題意識として、高齢者の置かれている実情と切実な声を踏まえ、社会保障としての介護保険のあるべき姿とその実現に向けた提起をしています。



■ジェネラリスト・ソーシャルワークを実践するために—スクールソーシャルワーカーの事例から—

著者：高良 麻子(東京社会福祉士会)

佐々木 千里

(滋賀県社会福祉士会)

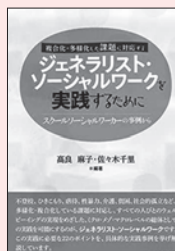
発行元：かもがわ出版

発行年月：2022年7月

B5判／120頁

価格：2,000円(税別)

不登校、ひきこもり、虐待、性暴力、介護、貧困など多様化・複合化している生活課題に対応し、ミクロ・メゾ・マクロレベルの総体としての実践を可能



にするのがジェネラリスト・ソーシャルワークです。本書は、この実践に必要な22のポイントを、スクールソーシャルワーカーの実践事例から解説しています。スクールソーシャルワーカーだけでなく多様な職場で活躍するすべてのソーシャルワーカーへお勧めしたい一冊です。

■ソーシャルワーク実践のための量的研究法

編著：竹本 与志人

(岡山県社会福祉士会)

発行元：大学教育出版

発行年月日：2022年7月

A5判／156頁

価格：1,800円(税別)

量的研究法は数値データを「解析」「分析」する方法であり、文系出身の人が多い社会福祉士にとっては苦手意識を持たれることが多いと思います。量的研究法は、クライアント・システムの「共通性」を見出す手法であり、ソーシャルワークの一手法です。社会福祉士などのソーシャルワーカーは「個別性」を大切に実践を行いますが、その「個別性」は「共通性」によって明らかになります。

本書では研究事例を示しながら「共通性」を明らかにする方法をわかりやすく解説しています。



学会関連情報

分科会発表およびポスター発表 募集開始のご案内

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）の分科会発表者を募集します。分科会発表およびポスター発表申込の募集期間は、2022年12月1日（木）～2023年3月23日（木）です。

ふるってご応募ください。詳細は本ニュース同封の募集要項をご覧ください。

生涯研修センター情報

「2022年度 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」のご案内

本研修は、現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるようになることを目指します。

【日程】2023年2月19日（日）、2月23日（木・祝）

【方法】オンライン研修（Zoomミーティング）

【定員】100人（定員を超過した場合、実務経験などを考慮した上で抽選を行い、受講者を決定します。）

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項をご確認の上、右の申込みフォームよりお申し込みください。

※申込受付は11月30日（水）まで。



「2022年度生活困窮者支援ソーシャルワーク研修」のご案内

貧困（未就労、低所得、失職、借金、税・社会保険料滞納）と、その固定化に対する支援には、貧困問題の原因・背景を理解し、制度等を活用しながらソーシャルワークを展開することが必要です。

本研修では、労働問題および格差等の背景と実態を学び、事例をもとにした演習を行うことで、ソーシャルワークを行う能力を身につけることを目的として開催します。

なお、本研修は、認定社会福祉士



制度の認証研修として開催予定です。

【日程】2023年2月18日（土）～19日（日）

【開催方法】オンライン研修（Zoomミーティング）

【定員】50人（先着順）

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「第19回独立型社会福祉士全国実践研究集会」のご案内

独立型社会福祉士は、既存の制度やサービスでは対応が困難な課題に挑戦し続けています。さまざまな課題を乗り越え、活動を継続するうえで、“志”はこれらの取り組みの原動力の一つとなっています。独立型社会福祉士の活動は、社会の中でどのような役割を担っているのか、社会学者の阿部真大先生の講演と参加者とのディスカッションをとおして、独立型社会福祉士の“やりがい”と“これから”を考えます。

なお、本研究集会は、独立型社会福祉士名簿登録更新要件である「独立型社会福祉士に関する研修」です。

【日程】2023年2月26日（日）

【開催方法】オンライン研修（Zoomウェビナー）

【定員】190人（独立型社会福祉士名簿登録者の方が優先となります）

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2022年度スクールソーシャルワーク全国実践研究集会」のご案内

本研究集会は、2022年12月発刊予定の『学校一家庭一地域をつなぐ 子ども家庭支援のアセスメントガイドブック』をテキストとして使用し、活用や実践のあり方について、実践報告やシンポジウムをとおして深め、示唆を得ることを目的に開催します。

【日程】2023年2月19日（日）

【開催方法】オンライン研修（Zoomウェビナー）

【定員】180人（先着順）

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2022年度生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会」のご案内

生活困窮に関する状況や問題が複雑化・複合化する中で、利用者からの相談を支援に繋げていくためには、地域を含めた各種機関との調整が求められています。

本研究集会では、生困窮者支援を通じた地域づくりに焦点を当て、今後どのように生活困窮者支援を進めていくのかを考えることを目的に開催します。

【日程】2023年3月5日（日）

【開催方法】オンライン研修（Zoomウェビナー）

【定員】150人（先着順）

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「令和4年度 3依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）相談対応研修」のご案内

依存症は「見ようとしないと見えない」問題であることから治療や支援に結びつきにくく、悲惨な状況に陥り、ようやく病気と知ることもしななくありません。

本研修は治療や支援に結びつかない「トリートメント・ギャップ」の解消を目指し、都道府県等における依存症の支援に必要な人材を養成し、指導的な役割を果たす専門家を養成することを目的として開催します。

なお、本研修は、日本医療ソーシャルワーカー協会が依存症対策全国センターより事業受託し、日本社会福祉士会、日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会および日本ソーシャルワーカー協会の5団体主催で開催します。

【日程】2023年3月4日（土）～5日（日）※事前のオンライン視聴研修プログラム有

【開催方法】オンライン研修（Zoomミーティング）

【定員】100人（先着順ではありません。なお、定員を超過した場合は、地域・職種等のバランスを考慮して

の選考します。)
【申込方法】 申込方法などの詳細は、
 本会ホームページをご覧ください。

システムメンテナンスのお知らせ
 サーバメンテナンスに伴い、以下

の期間中、「生涯研修制度管理システム」「e-ラーニングシステム」「認定社会福祉士登録システム」はご利用いただけません。
 2022年12月17日(土)00:00 から
 2022年12月18日(日)23:59 まで

上記の期間中は、サイトにアクセスしてもシステムメンテナンス中の画面が表示されるか、サイト自体が表示されない状態となり、ログインすることはできません。

事務局職員を募集します

対 象 35歳未満の方を募集（要社会福祉士資格およびパソコンスキル（Word、Excel等）必須）※長期勤務によるキャリア形成のため、若年者を募集します

仕事内容 日本社会福祉士会事務局の職務を担当

勤 務 地 （公社）日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）

採用人員 若干名

待 遇 給与は本会規程により支給
 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険あり）

選 考 書類審査後、適性検査および面接

提出書類 ①履歴書 ②職務経歴書 ③応募の動機（1,200字程度）

募集期限 随時

採用手順 書類審査後、候補者を決定し、適性検査および面接日を通知

採 用 日 採用次第すぐ

問い合わせ先 公益社団法人日本社会福祉士会 担当：草川
 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
 TEL：03-3355-6541 E-mail：info@jacsw.or.jp

※10月28日現在の情報です。募集を締め切っている場合がありますので、応募前に本会ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

本会ホームページ>求人情報>
 日本社会福祉士会（事務局）の採用情報



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

11月

3日(木・祝)後見委員会
 4日(金)高齢者虐待対応マニュアル改訂プロジェクト委員会
 5日(土)リーガル・ソーシャルワーク研究委員会
 9日(水)三十年史編集委員会
 10日(木)多文化ソーシャルワークプロジェクト委員会
 組織委員会
 13日(日)学会運営委員会
 14日(月)ぱあとなあ活動報告書システムに関する説明会(県士会担当者向け)(18日(金)、19日(土)にも同内容で開催)
 19日(土)第7回業務執行理事打合せ第8回理事会
 20日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
 24日(木)高齢者虐待対応マニュアル改訂従事者虐待作業部会
 26日(土)～27日(日)司法福祉全国研究集会

27日(日)地域包括ケア全国実践研究集会
 28日(月)高齢者虐待対応マニュアル改訂養護者虐待作業部会

12月

4日(日)権利擁護推進あり方検討委員会
 17日(土)第8回業務執行理事打合せ第9回理事会
 23日(金)高齢者虐待対応マニュアル改訂プロジェクト委員会
 25日(日)倫理綱領・行動規範伝達研修講師養成研修

1月

21日(土)第9回業務執行理事打合せ第10回理事会
 22日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
 21日(土)～22日(日)リーガル・ソーシャルワーク研修
 28日(土)学会運営委員会

2月

4日(土)第10回業務執行理事打合せ第11回理事会

5日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
 11日(土)～12日(日)認定社会福祉士認定研修
 基礎研修講師養成研修
 14日(火)事務局代表者会議
 17日(金)高齢者虐待対応マニュアル改訂第6回プロジェクト委員会
 18日(土)～19日(日)生活困窮者支援ソーシャルワーク研修
 19日(日)スクールソーシャルワーク全国実践研究集会
 19日(日)・23日(木・祝)地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修
 26日(日)独立型社会福祉士全国実践研究集会

都道府県社会福祉士会 会員情報

9月30日付	会員数	44,829人
9月中	入会	会員数 107人増
前年同月	会員増減数	387人増
前年同月	会員増減率	0.87%増